

○経済産業省告示第二百十六号

高压ガス保安法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十六号）の施行に伴い、及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第五号の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十日

経済産業大臣 萩生田光一

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（その他のガス貯蔵設備等から除外される設	（その他のガス貯蔵設備等から除外される設

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>備)</p> <p>第一条の九 コンビナート等保安規則第五条第 一項第五号の経済産業大臣が定める貯蔵設備 及び処理設備は、次の各号に掲げるものとす る。</p> <p>一 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第 二十号）<u>第二条第三項第四号</u>に規定する第 <u>一種ガス</u>（空気を除く。以下「不活性ガス 」という。）のうち、ヘリウム、ネオン、 アルゴン、クリプトン、キセノン及びラド ンの貯蔵設備及び処理設備</p> <p>二～四「略」</p>
	<p>備)</p> <p>第一条の九 コンビナート等保安規則第五条第 一項第五号の経済産業大臣が定める貯蔵設備 及び処理設備は、次の各号に掲げるものとす る。</p> <p>一 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第 二十号）<u>第三条表第一項上欄</u>に掲げるガス （空気を除く。以下「不活性ガス」とい う。）のうち、ヘリウム、ネオン、アルゴ ン、クリプトン、キセノン及びラドンの貯 蔵設備及び処理設備</p> <p>二～四「略」</p>

附 則

この告示は、高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年十月二十七日）から施行する。